

平成 29 年 12 月 27 日
北海道管区行政評価局**私立高等学校等における高等学校等就学支援金の取扱いについて（改善状況）**
－「行政苦情救済推進会議」の意見を踏まえたあっせんに対する回答－

北海道管区行政評価局は、次の行政相談を受け、実態を調査するとともに、民間有識者からなる行政苦情救済推進会議（座長：弁護士 曾根 理之）に諮り、その意見等を踏まえ、平成 29 年 11 月 16 日、北海道に対して改善に向けたあっせんを行いました（別紙参照）。

このあっせんに対し、平成 29 年 12 月 19 日、北海道から、改善に向けた取組状況について回答がありましたので、公表します。

【端緒となった行政相談】

私の子どもは、全日制の私立高等学校に在学している。高等学校（以下「高校」という。）の授業料は、国の高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）制度等により、保護者の収入に応じて軽減されると承知していたが、入学の際に高校から、就学支援金等の支給額が決定される 9 月頃までは、就学支援金等により軽減される額を含めた授業料全額を毎月納入するよう連絡があった。私は、経済的余裕がないため、授業料全額を支払うのが大変である。就学支援金等で軽減されることになる授業料については、納付を待ってほしい。

【当局のあっせん要旨】

- ① 各学校設置者における就学支援金の取扱いの実態を把握し、就学支援金支給対象者からも授業料の全額を徴収する取扱いとしている学校設置者に対しては、改めて就学支援金制度の趣旨・目的を周知するとともに、生徒・保護者の負担に配慮している他校の取扱事例を示すなどにより、生徒・保護者の負担に配慮した取扱いが行われるよう指導すること。
- ② 例外的に授業料を全額徴収する取扱いが行われる場合には、私立高校等の受験を希望する者やその保護者が就学支援金の取扱いについて正確な情報を入手できるよう、生徒募集に当たっての就学支援金制度に係る情報発信の方法等について検討し、必要に応じ学校設置者に助言すること。

**【北海道からの回答要旨】**

就学支援金を支給する全日制の私立高校等を対象に実態把握を行い、例外的に就学支援金支給対象者からも授業料の全額を徴収する取扱いとしている学校を含めた全ての支給対象校に対し、制度の趣旨や目的、生徒募集に当たっての情報発信の在り方や他校の取扱事例を文書で示した。加えて、私立高校等の理事長・校長等が参集する会議や事務長が参集する研修会において、生徒・保護者等の負担に配慮した取扱いが行われるよう、指導や助言を行った。

（問合せ先）

北海道管区行政評価局 総務行政相談部

首席行政相談官 萩原 克己

電 話：011-709-1803（直通）

FAX：011-709-1842

E-Mail：hkd32@soumu.go.jp